

美浜発電所第3号機、高浜発電所第1～4号機、大飯発電所第3号、4号機  
設計及び工事の計画の認可申請(A型及びB型燃料体)に関する確認事項

令和4年2月28日

実用炉審査部門 Aサブチーム

No.	対象資料	事実確認事項
1	申請書M3-Ⅱ-1-8-4～M3-Ⅱ-1-8-10、 補足説明資料4別紙(1/4)～ (4/4)等	基本設計方針1.1について、技術基準規則解釈の別記10(以下「別記10」という。)の3.(10)等、別記10の内容を取り込んでいない項目がある。それらの項目について、取り込まなくてもよい理由を説明すること(加工の工程に含まれていないのであれば、その旨を補足説明資料4の別紙(1/4)～(4/4)の表に追記するなど、資料に追加すること)。別記10の内容について、漏れなく検討されているのか確認する趣旨。
2	申請書M3-Ⅱ-1-8-1～M3-Ⅱ-1-8-10等	本申請の基本設計方針は、1.に技術基準規則と技術基準規則解釈の第23条の内容が、1.1に別記10の内容が記載される構成となっている。関西電力は、本申請の基本設計方針において、別記10の仕様を満たすことだけを説明しようとしているのか、それとも、別記10の仕様を満たした上で、技術基準規則の本則を満たすことを説明しようとしているのか。また、基本設計方針を読む上で、1.と1.1は、文章構成上、どのような関係になっているのか説明すること。